

山梨地方最低賃金審議会

令和3年度 第2回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）

1 日 時：令和3年10月7日（木）午前9時57分～午後0時25分

2 場 所：山梨労働局 1階 大会議室

3 出席者：公益代表：石垣委員、伊藤委員、鷹野委員

労働者代表：数野委員、小林委員、三輪委員

使用者代表：一之瀬委員、上野委員、菊地委員

事務局：田村労働基準部長、太田良賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

（1）改正審議

（2）その他

5 審議会内容

（賃金室長）

それでは、定刻より若干早いですが、皆様おそろいのようなので、始めさせていただきます。

ただいまから、令和3年度山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、鷹野部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

（鷹野部会長）

それでは、おはようございます。

早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で連絡事項等ありましたら、よろしく申し上げます。

（賃金室長）

それでは、2点、説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

まず、1点目は、金額審議を行う会場についてです。

昨年度と同様に、本年度も公益委員と各側委員との金額折衝はこの会議室で行っていただきます。

各側の控室につきましては、労働者側は3階の相談室、使用者側は2階の相談室としております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、金額折衝を行っていただく際には、控室に事務局が呼びに参りますので、よろしくお願いいたします。

2点目は資料の説明です。

御手元に配布しております資料の1ページを御覧ください。

これは、10月1日に労働局がプレス発表いたしました、令和3年8月の労働市場の動きの資料となります。

有効求人倍率は、7か月ぶりの低下となっております。

次に5ページを御覧ください。

これは、全国における電気機械器具等製造業最低賃金の改正状況を取りまとめた一覧表となります。

現在のところ、大阪、埼玉、千葉、兵庫、北海道、青森の6道府県で改正額が決定しております。

説明は以上でございます。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問等がございますか。

(各側委員)

(特になし。)

【議 事 (1)改正審議】

(鷹野部会長)

それでは、これから、具体的な金額審議に入りたいと思います。

本年度は、昨年度に引き続きまして、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいているところです。若干コメントをいただいているところもございますが、改めて、この場で金額及びその金額を提示した理由を説明していただきたいと思います。

メール等でいただいた分を補足するものがあれば、さらにそれもお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、労働者側からお願いします。

(小林委員)

では、労働者側、小林から説明させていただきます。

我々としましては、労働者の公正な賃金決定と、均衡・均等処遇の実現、電機連合加盟各組合の企業内最低賃金と山梨県の電気機械器具製造業の最低賃金との格差改善を求めるということが最初にあります。

これをもとに金額をまともに出してしまうと、140円ということになるのですが、さすがに、これは現実的にいくらなんでも大きすぎるだろうというところがありました。

そういった中で具体的な金額についてですが、2021年の春闘、連合山梨の加盟組合の平均賃上げ額、月額4,712円と同等の水準を確保したいと。

この金額を時間当たりにしめすと31円になるので、この31円の引き上げを求めたいということで提示させていただきました。

(鷹野部会長)

ありがとうございました。

次に使用者側、お願いします。

(一之瀬委員)

賃金改定状況調査結果第4表の資料を見ると、基本的に賃金はほとんど上がっていない状況ですが、使用者側としては、同表の賃金上昇率0.1パーセント分ということでプラス1円を提示いたしました。

それから、当特定最低賃金については、公正競争ケースということで最低賃金の検討をしているわけですが、使用者側からすれば、公正競争を阻害する要因はないと考えており、やはり第4表の上昇率程度の引き上げ額が妥当ということで提示させていただきました。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま、労使双方から、金額を提示いただきました。

従来例に従いまして、これから、公益委員による各側との個別折衝をしていきたいと思っております。

まず、労働者側と行いますが、その前に公益委員内で打合せを行いたいと思っております。

双方の金額提示もされていますので、それぞれの主張について御論議いただ

き、それに対する御意見も金額折衝の際にいただければと思います。

それではそれぞれ一旦持ち帰っていただいて、各側で御検討いただきたいと思ひます。

これから公益委員の打ち合わせをさせていただきますので、大変恐縮ですが、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いします。

それでは、一旦専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額折衝を実施。)

概要は、以下のとおり。

- 1 公益委員による事前打合せ
- 2 労働者、使用者側と折衝

(1) 労働者側の主張

昨年は、春闘による引上げ額が特定最賃の引上げに反映されていないので、昨年分と本年分の2年分を合わせて引き上げるという考え方もある。

昨年の春闘における引上げ率は1.9%、今年は1.67%なので、これを合計すると3.57%となり、これを現在の特定最賃の金額914円に乘じると32円程度となる。

(2) 使用者側の主張

山梨の地域別最賃と特定最賃の差は、他県と比べて大きい。これまで、使用者側が賃上げに協力してきた成果である。これ以上、急いで特定最賃を上げる必要はない。

地域別最賃が引き上げられることにより、将来的には、特定最賃は埋没して地域別最賃に一本化されるべきである。

現状、公正競争の阻害要因が本当にあるのか疑問である。

電気関係でも小規模事業場は、まだコロナ禍で厳しい状態が続いている。

1円のみでの引上げに固執はしないが、地域別最賃並みの引上げは容認できず、地域別最賃と特定最賃の差を縮めたい。

3 公益委員見解

昨年は、「雇用の維持」が優先であったが、今年は、電気の雇用は回復している。

他県の引上げ状況を見ると、山梨だけ極端に低いわけにはいかない。

昨年は、実質「据え置き」なので、4表なのか、春闘の賃上げ率なのか、何を基準にするかは別として、一昨年と比較して、2年分を足し上げて引き上げるという考え方はあるとした。

労使双方に再検討を指示し、次回最初に提示する額を事前に事務局あて連絡し、事務局から各委員に連絡させることとした。

(以上で金額折衝を終了)

(鷹野部会長)

それでは審議を再開します。

皆さんお忙しいようですので、簡単にお話しします。

双方が持ち帰って再検討した金額を、できれば、事前にお知らせいただきたいと思います。

(以下、各側と調整を行い、再検討した金額については、次回部会開催日の前日の午前10時までに事務局あてにメールで連絡し、連絡を受けた事務局は、同日の午後1時30分までに各委員にメールで伝達することとなった。)

(鷹野部会長)

それでは、労使双方に個別にお伺いしましたけれど、金額及び考え方に隔たりがございますので、公益側としては、このまま審議を進めても進展が見込めないと考えられますので、本日はここまでとし、一旦審議を打ち切りたいと思います。

労使各側とも、先ほどもお話ししたように、十分検討いただいて、10月14日、第3回の審議を行いたいと思います。

今、お話ししたように、事前の金額提示をお願いしたいと思います。

できれば、全会一致で答申ができるように私たちも努めていきたいと思いますので、各側の委員におかれましても、御協力いただきますようお願いしまして、本日の審議を終了したいと思います。

それでは、議事のその他に入りますが、各側から何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(鷹野部会長)

公益はありますか。

(公益委員)

(特になし。)

(鷹野部会長)

各側ないということですので、事務局からお願いします。

(賃金室長)

ただいま、部会長からお話でしたが、次回、第3回の専門部会は、10月14日木曜日、午前10時から、ここ1階の大会議室で行いますので、お集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから、併せて、先ほどのメールの御連絡の件もよろしくお願いいたします。
以上でございます。

(鷹野部会長)

ありがとうございました。

それでは、以上で第2回専門部会を終了します。

なお、本日の議事録の確認ですが、小林委員と一之瀬委員にお願いします。
本日はどうもお疲れさまでした。